

令和7年度 宇部市就学援助制度について（宇部市立小中学校以外）

就学援助制度とは、小中学校に就学し、経済的な理由で学用品等の購入が困難な、児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を市が援助する制度です。

就学援助費の認定要件

- ① 宇部市以外が設置する小中学校等に就学する児童生徒の保護者で宇部市に居住している方
 - ② 経済的理由により生活状態が悪く、就学困難と認められる方
- ※ 2月～5月の申請は令和5年中の所得、6月以降の申請は令和6年中の所得等で審査します。
- ※ 生活保護（教育扶助）受給者は申請不要で、修学旅行費のみ援助します。
- ※就学援助を希望される方は、毎年度申請が必要です。

申請について

（1）申請受付開始日 令和7年2月1日（土）

- ※ 7月末までに申請して認定となった方は、4月分から援助の対象となります。
- ※ 8月以降に申請して認定となった方は、申請月から援助の対象となります。
- ※ 令和7年度の入学準備金の入学前支給が認定となった方は、令和7年度の就学援助費の支給についても認定となりますので、申請は不要です。

（2）申請方法

①オンライン申請（原則）

<対象者>

● 5月末日までに申請する場合

令和6年1月1日に宇部市に同居者全員の住民票があった方

● 6月以降に申請する場合

令和7年1月1日に宇部市に同居者全員の住民票があった方

※ 上記に該当しない世帯は、窓口で申請してください。

※ オンライン申請が困難な方は、窓口での申請も可能です。



オンライン申請はこちら

②窓口での申請（教育委員会教育総務課（市役所4階 窓口A））

※ 平日 9：00～16：30

※ 郵送での受付は行っておりません。

<必要なもの>

同居者全員の所得証明書

● 5月末日までの申請

令和6年度所得証明書（令和6年1月1日に宇部市に住民票がない世帯員分のみ）

● 6月以降の申請

令和7年度所得証明書（令和7年1月1日に宇部市に住民票がない世帯員分のみ）

※ 単身赴任、進学等による別居で生計が同一の場合は同居者とみなします。

※ 平成17年4月1日までに生まれた方は、無収入でも所得証明書が必要です。

(3) 結果通知

審査結果は、申請月の翌月末頃に郵送します。電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

就学援助費について

認定後の就学援助費は、申請書に記入された口座に振り込みます。

種類	援助内容等
学用品費	定額（学校で集金される教材費と同額ではありません。）
入学準備金	定額（新1年生で7月申請までの認定者が対象。） ※入学準備金を入学前支給された方には重複しての支給はありません。
修学旅行費	実費（限度額あり。修学旅行に参加した時点での認定者が対象）
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	交通費・見学料の実費（限度額あり。校外活動（宿泊を伴うもの）に参加した時点での認定者が対象）